

# 雲南省專利行政執法規定

2005年5月8日採択

独立行政法人 日本貿易振興機構(ジェトロ)

北京センター知的財産権部編

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。

## 雲南省專利行政執法規定

(2005年5月8日、省人民政府第29回常務會議より採決され、2005年7月1日より施行する。)

**第一条** 專利の行政法執行の適正化を図り、專利權者の合法的權益を保護し、社會主義市場經濟秩序を擁護するため、『中華人民共和國專利法』、『中華人民共和國專利法實施細則』、『雲南省專利保護條例』等法律法規に基づき、本省の実態を盛り込んだ上で本條例を制定する。

**第二条** 県レベル以上人民政府の專利業務を管理する部門（以下では、專利管理部門と略称する）は、関連法律・法規、規程と本規定に従い、專利權侵害紛争の処理、專利紛争の調停、及び他人專利的詐称又は專利的虚偽表示行為の取締等の專利に係る行政法執行の職責を履行する。

專利管理部門は、所管事項が他の省に関わる專利紛争と專利權侵害に関する違法行為に対して、他の省の関連專利管理部門に協力もしくは立ち会って事案登記を行い処理できるものとする。

專利管理部門は、工商、版權、税関、公安、品質監督等部門に協同し、專利に係る行政法執行業務に尽力しなければならない。

**第三条** 專利權侵害紛争処理の請求時効は2年とし、專利權者又は利害關係者が侵害行為を知った若しくは知り得た日から計算する。2年間を超えて請求を提出し且つ侵害行為が依然として継続されており、專利權の有効期限内にある場合、專利管理部門は法により処理しなければならない。

**第四条** 專利紛争の処理又は調停の結果に法律上の利害關係を持つ単位若しくは個人は、第三者として当該專利紛争の処理または調停に参加するよう要請できるものとし、または、処理或いは調停に参加するよう專利管理部門より通知を受けることもできる。

当事者は、1名から2名の代理人を專利紛争の処理または調停に参加するよう委任することができる。

**第五条** 專利管理部門は專利權侵害紛争を処理する際、3名以上の単数である法執行職員により合議チームを構成させなければならない。合議チームで事案を審議する場合、多数決原理に従うものとする。

技術は簡単な、事実明瞭で又は処理された後侵害を繰り返した専利権侵害紛争については、1名の法執行職員が単独で処理できるものとする。

専利管理部門で専利紛争を調停する場合、1名の法執行職員が調停を行うことができるものとする。

**第六条** 法執行職員に以下の状況のいずれかに該当する場合、自ら忌避を申し立てなければならないが、当事者も書面によってその忌避を申し立てることができる。

(一) 本事案の当事者や代理人の近い親族である場合、

(二) 本事案と利害関係がある場合、

(三) 本事案の当事者とその他の関りがあり、本事案の公正な処理に影響を及ぼす恐れがある場合。

当事者が忌避申立を提出する場合、その理由を説明しなければならない。専利管理部門は当事者が提出した忌避申立について、申立日より稼働日3日間以内に書面による決定を行い、当事者に連絡しなければならない。忌避を申し立てられた法執行職員は、忌避するか否かについて専利管理部門が決定するまでに、本事案の処理への参加を一時中止しなければならないが、即刻な緊急措置を必要とする事案は除外する。

法執行職員が忌避するか否かについて、専利管理部門の主要責任者より決定する。

**第七条** 専利管理部門が実用新案と意匠権の侵害紛争を受理した後、被請求人は答弁期間において、国务院専利行政部門が設立した専利複審委員会へ専利権無効宣告請求を提出し且つ受理されたものについては、被請求人の請求に応じて専利管理部門は処理を中止することができる。但し、以下の状況のいずれかに当たる場合、処理を中止しなくてもよいとする。

(一) 請求人より提示した検索報告に、実用新案が新規性、進歩性に適合しないものを発見できない場合

(二) 被請求人より提供した証拠で請求人の技術が公知であるとは証明できない場合

(三) 専利管理部門は、被請求人が提出したその他の中止理由は明らかに成立

しないと認めた場合。

**第八条** 専利権侵害紛争に対する処理決定がなされる前に、請求人は処理請求の撤回を申し立てられるが、承認するか否かについては専利管理部門が決定する。

**第九条** 専利管理部門に、専利紛争の処理または調停を要請する場合、規定に基づき関連費用を納付しなければならない。

**第十条** 他人専利の詐称又は専利と偽る行為を取締る事案の受理要件は以下である。

- (一) 他人専利の詐称又は専利を偽る行為の容疑にかかった事実がある、
- (二) 違法容疑にかかった明確な行為者がいる、
- (三) 専利管理部門の管轄範囲に当たる。

**第十一条** 専利管理部門は告発を受けた、若しくは他人専利の詐称や専利と偽る行為を発見した場合、適時に事案として受理し取締らなければならない。

専利管理部門は、他人専利の詐称や専利と偽る行為の告発人に対して機密保持の義務が付けられ、また、事案の取締結果を告発人に知らせなければならない。

**第十二条** 専利管理部門は取調べにより証拠取得又は検査を行う際、以下の規定を順守しなければならない。

- (一) 法執行職員は2名以上であること、
- (二) 自ら行政法執行証明書を提示すること、
- (三) 取調べ又は検査の根拠、内容と要求を告知すること。

**第十三条** 事案を受理して取締る責任を負う専利管理部門が、他の専利管理部門に取調べと証拠取得の協力を必要とした場合、委託を受けた専利管理部門は、委託書を受領した日より30日間以内にそれを達成し、且つ書面により回答しなければならない。期限内に達成できない場合、その理由を告知しなければならない。

**第十四条** 許諾を得ずに製造又は販売した製品や製品の包装に、他人の専利番号の表示、及びその他他人専利の詐称行為を実施したものは、法に基づき民事責任を負わせ、改正を命じて公告する他、専利管理部門は以下の規定により処罰を与えるものとする。犯罪を構成した場合、法に従いその刑事責任を追究する。

(一) 他人専利の詐称で違法経営額が1万円以下である場合、違法所得を没収するものとし、また違法所得の1倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がないものは、500元以上から5000元以下の罰金を科することができる。

(二) 他人専利の詐称で違法経営額が1万元以上で5万円以下であるもの、又は他人専利の詐称で1回処罰を受けてから2年間内において再び他人専利の詐称行為を実施したものは、違法所得を没収するものとし、また違法所得の1倍以上から2倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がないものは、5000元以上から2万円以下の罰金を科することができる。

(三) 他人専利の詐称で違法経営額が5万元以上になるもの、又は他人専利の詐称で5年間内において2回以上の処罰を受けてからまた他人専利の詐称行為を実施したものは、違法所得を没収するものとし、違法所得の2倍以上から3倍以下の罰金を併科することができる。違法所得がないものは、2万元以上から5万円以下の罰金を科することができる。

**第十五条** 専利標識を表示した非専利製品の製造又は販売、及びその他専利の虚偽表示行為を実施したものは、改正と命じて公告する他、専利管理部門は以下の規定により処罰を与えるものとする。

(一) 専利の虚偽表示による違法経営額が1万円以下であるものは、500元以上から5000元以下の罰金を科することができる。

(二) 専利の虚偽表示による違法経営額が1万元以上で5万円以下であるもの、または専利の虚偽表示で1回処罰を受けてから2年間内においてまた専利の虚偽表示行為を実施したものは、5000元以上から2万円以下の罰金を科することができる。

(三) 専利の虚偽表示による違法経営額が5万元以上になるもの、又は専利の虚偽表示で5年間内において2回以上の処罰を受けてからまた専利の虚偽表示行為を実施したものは、2万元以上から5万円以下の罰金を科することができる。

**第十六条** 本規定第十四条、第十五条に記載した範囲に該当する製品を販売したが、当該製品は他人専利の詐称、専利の虚偽表示による侵害製品であると知らないことを証明できる証拠が十分であり、且つその商品仕入れルートを誠実に説明したもののについては、軽い処罰を与えるか若しくは軽減することができる。

**第十七条** 専利管理部門が作成した専利の行政法執行文書は、直接送達、郵送による送達若しくは他の専利管理部門に委託して送達を代行させることができる。

上述の方式によっても送達できない場合、現地の主要メディアでの公告を通して送達しなければならない。公告日より60日間満了した場合、送達したと見なされる。

**第十八条** 專利管理部門の法執行職員が、專利の行政法執行にあたっては、国家機密、商業機密に係るものに対して機密を保持しなければならない。

**第十九条** 專利管理部門の法執行職員が、法定権限や法定手続きに違反し、国家機密や商業機密の漏洩又は職務怠慢、職権濫用を行い、私利を謀るものは、法に基づき行政処分を与える。犯罪を構成した場合、法に従いその刑事責任を追究する。

**第二十条** 本規定は2005年7月1日より施行する。1996年11月14日、雲南省人民政府令第36号で頒布した『雲南省專利紛争行政处理弁法』は同時に廃止する。